

損害賠償等請求事件

東京地方裁判所：平成20年(ワ)第853号 判決日：平成20年11月26日

判決：請求棄却

不正競争防止法意匠法2条1項7号

キーワード：営業秘密、競業禁止義務

[概要]

本件は、レコード、CD等のインターネット通信販売業を営む原告が、原告の元従業員である被告Aにおいて、原告を退職した後、競業会社に就職し、原告在職中に得た商品の仕入先情報をを利用して業務を行っていることが、秘密保持に関する合意に違反する、競業禁止に関する合意に違反する、又は、不正競争防止法2条1項7号所定の不正競争行為に該当するとして、損害金の支払を求めた事案である。

[争点]

1 争点1（本件仕入先情報が、本件機密事項等又は不正競争防止法における「営業秘密」に該当するか）について

2 争点3（被告Aが本件競業禁止合意に基づく競業禁止義務に違反するか）について

[裁判所の判断]

1 争点1（本件仕入先情報が、本件機密事項等又は不正競争防止法における「営業秘密」に該当するか）について

(1) 不正競争防止法における「営業秘密」該当性について

本件仕入先情報は、仕入先業者の名称、住所などという一般的基準によってのみ規定されるものであり、その具体的な内容は明らかとされていないから、当該情報の内容、範囲等が明確に特定されているとはいえないが、その点を撇ぐとしても、原告においては、アルバイトを含め従業員でありさえすれば、そのユーザーIDとパスワードを使って、サーバーに接続されたパソコンにより、本件仕入先情報が記載されたファイルを閲覧することが可能であって、そのファイル自体には、情報漏洩を防ぐための保護手段が何ら講じられていなかった上、従業員との間で締結した秘密保持契約も、その対象が抽象的であり、本件仕入先情報がそれに含まれることの明示がされておらず、その他、原告において、従業員に対して、本件仕入先情報が営業秘密に当たることについて、注意喚起をするための特段の措置も講じられていなかったというのである。このような管理状況に加え、本件仕入先情報の内容の多く（名所、住所又は所在地、電話番号、ファクシミリ番号など）が、インターネット等により一般に入手できる情報をまとめたものであり、また、本件証拠上、原告に、個々の仕入先を秘匿しなければならない事情も窺われないことから、本件仕入先情報は、その性質上、秘匿性が明白なものとはいえないこと等を考慮すれば、本件仕入先情報を用いて日常業務を遂行していた原告の従業員にとって、それが外部に漏らすことの許されない営業秘密として保護された情報であるということを容易に認識できるような状況にあったということはできず、他に秘密管理性を基礎づける事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、本件仕入先情報については、秘密管理性を欠くというべきであり、他の要件について検討するまでもなく、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当すると認めることはできない。

2 争点3（被告Aが本件競業禁止合意に基づく競業禁止義務に違反するか）について

被告Aが、原告在職中に、その業務の中核に関わる重要な地位に就いていたともいえず、携わっていた業務の内容も、商品の仕入、販売等に関する業務を自ら行うほか、アルバイトの取りまとめ等を行う程度のものであって、単独で責任を負うような立場にもなかったこと、本件競業禁止合意に基づいて退職後の競業禁止義務を負うことについて、何らの代償措置も講じられていなかつたことなどの事情も併せ検討す

れば、同義務を負う期間が2年間とさほど長くないことを考慮しても、被告Aがエムアップにおいて実施している業務の内容は、本件競業禁止合意の対象に含まれるとは認められないというべきである。

(経緯)

- H11.1 被告Aが原告会社に就職
- H12.4.16 被告Aがアルバイトから正社員へ変更
- H15.9.19 原被告間で秘密保持合意1締結
被告Aの父親である被告Bと原告が身元保証契約締結
- H18.9.14 原被告間で秘密保持合意2締結
- H19.1.15 ~有給消化
- H19.2.15 被告Aが原告会社を退職
被告Aはエムアップに転職
- H19.5 エムアップ レコード・CD通販開始
- H20.2 訴訟提起

[関連する判例]

平成16年(ワ)第24950号 不正競争行為差止等請求事件

第3 当裁判所の判断

3 原告の主張(2)について

(1) 認定事実

ア 平成9年当時、中国野菜を鮮度を保ったまま輸入することには、栽培方法や保管技術等における困難が伴っていたが、原告は、中国野菜の生産者に栽培方法や保管技術等を指導するなどして、仕入先を確保することにより、中国野菜の輸入業を安定的に営むことができるようになった。また、平成9年当時は、中国野菜を継続的に輸入する業者が少なかったことから、原告は、中国野菜の需要に関する情報を収集し、顧客との連絡方法や顧客毎の取引履歴等の情報を蓄積することにより、販路を確保してきた。

イ 原告は、平成14年6月ころ以降、自己の営業に関する情報を、購入先別人員管理表（仕入先関連情報が含まれている。）、得意先一覧表（顧客関連情報が含まれている。）、仕入マニュアル、営業マニュアル（顧客関連情報が含まれている。）、倉庫管理規則及び野菜の栽培技術等に整理して管理するようになった。これらの情報が記載された書面は、「秘」の印が押印された上で、施錠可能な書類保管用書庫に保管されており、同書庫の鍵は、施錠可能な原告代表者の机に保管されている。

ウ また、原告は、平成14年6月ころ以降、本件営業秘密を含む自己の営業に関する情報を、原告代表者用のコンピュータに保存して管理しているところ、同コンピュータは、原告代表者のみが使用することができることとされている上、原告の保有する他のコンピュータ及びインターネットに接続されていない。そして、原告代表者用のコンピュータは、原告代表者が管理するパスワードを入力しなければ起動せず、本件営業秘密が保存されているファイルにアクセスするためには改めてパスワードの入力を要するように設定されている。

エ さらに、原告は、遅くとも平成13年4月ころ以降、本件営業秘密に接する機会のある従業員に対し、仕入先や顧客等の情報が営業秘密であって、これを原告の目的以外に使用しないこと等を記載した誓約書

を提出させてきた。

また、原告は、平成14年4月1日付けで、「会社の仕入先リスト、顧客先リスト、仕入マニュアル、営業マニュアルなどは会社の最も重要な営業秘密であることを認識し、十分注意して社外に持ち出すことを禁止すること」、「業務上の機密に属することは在職中はもちろん、退職後も、これを会社の目的以外に使用しないこと及び他に漏洩しないこと」等を内容とする「従業員就業規則（その1）」と題する書面を作成し、これを原告の営業所内のホワイトボード上に掲示していた。そして、原告は、その従業員に対し、毎朝行っている朝礼において、隨時、新聞等に掲載された営業秘密に関する事件を紹介するなどの教育を行っていた。

(2) 判断

ア 秘密管理性

上記(1)に認定したとおり、原告は、平成14年6月ころ以降、原告代表者以外の者が本件営業秘密に触れないように管理しており、原告従業員が本件営業秘密を使用する場合には、原告代表者のみが保有する書庫の鍵を使用するか、原告代表者が管理するパスワードを用いて原告代表者用のコンピュータを使用しなければならず、また、本件営業秘密が第三者に知られないよう、原告従業員に誓約書を提出させたり、就業規則を作成するなどしていたことからすると、本件営業秘密は、平成14年6月ころ以降、秘密として管理されていたと認められる。